

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第5号**

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(教授会)<br/>第2条 大学に、教授会を置く。<br/>2 略</p> <p>(研究科委員会)<br/>第3条 大学院の保健医療学研究科（以下「研究科」という。）に、研究科委員会を置く。<br/>2 略</p> <p>(職務)<br/>第7条 略<br/>2 副学長は、学長を補佐するとともに、<u>学長の命を受けて、大学の事務を掌理する。</u><br/>3～12 略</p> | <p>(教授会)<br/>第2条 大学に、<u>重要な事項を審議するため</u>、教授会を置く。<br/>2 略</p> <p>(研究科委員会)<br/>第3条 大学院の保健医療学研究科（以下「研究科」という。）に、<u>重要な事項を審議するため</u>、研究科委員会を置く。<br/>2 略</p> <p>(職務)<br/>第7条 略<br/>2 副学長は、学長を補佐する。<br/>3～12 略</p> |

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。